

令和3年度  
福島町議会定例会  
5月会議議案

福島町







議案第1号

町税条例の一部改正について

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月28日提出

福島町長 鳴海 清春

町税条例の一部を改正する条例

第1条 町税条例（昭和30年福島町条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみを課すべきもののうち前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数の1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割は課さない。</p> <p>(寄付金税額控除)</p> <p>第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄</p>	<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみを課すべきもののうち前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族<b><u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u></b>の数の1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に17万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割は課さない。</p> <p>(寄付金税額控除)</p> <p>第33条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄</p>

附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_)当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_)当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものをを除く。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_)当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財

附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(**出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、**当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(**出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、**当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの**及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、**当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財

団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

へ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。

\_\_\_\_\_当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄

団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(**出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、**当

該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

へ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(**出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、**当該

法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの**及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、**当該法人の主たる目的で

ある業務に関連するものに限る。)

チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(**出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、**当該法人の主たる目的である業務

に関連するものに限る。)

リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄

附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_及び次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) (略)

2 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項\_\_\_\_\_において同じ。)により提供することができる。

5 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支

附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、**出**

**資に関する業務に充てられること**

**が明らかなもの**及び次号に掲げる

寄附金を除く。)

(2) (略)

2 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項**及び第53条の9第3項**において同じ。)により提供することができる。

5 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支



払を受ける者であつて、扶養親族(**控除対象扶養親族を除く。**)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で、町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払いを受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が**所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている**場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下**本条、次条第2項及び** \_\_\_\_\_ 第53条の10第1項において、

払を受ける者であつて、扶養親族(**年齢16歳未満の者に限る。**)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で、町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払いを受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が**令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす**場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下**この条、次条第2項及び第3項並びに**第53条の10第1項において、

「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払わされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

(環境性能割の税率)

「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払わされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

**3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。**

**4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。**

(環境性能割の税率)

第81条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項\_\_\_\_\_において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項\_\_\_\_\_において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2

(3) (略)

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年から令和4年 まで

第81条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項**又は第5項**において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項**又は第5項**において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2

(3) (略)

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族**(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)**の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度 まで

の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法附則第15条**第19項**に規定する条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条**第19項**に規定する条例で定める割合は5分の3)とする。
- 3 法附則第15条**第27項**第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則第15条**第28項**第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条**第30項**第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条**第30項**第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条**第30項**第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条**第30項**第1号ニに規定

の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法附則第15条**第16項**に規定する条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条**第16項**に規定する条例で定める割合は5分の3)とする。
- 3 法附則第15条**第24項**第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則第15条**第25項**第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条**第27項**第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条**第27項**第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条**第27項**第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条**第27項**第1号ニに規定

する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。

9 法附則第15条**第30項**第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は4分の3とする。

10 法附則第15条**第30項**第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は4分の3とする。

11 法附則第15条**第30項**第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

12 法附則第15条**第30項**第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

13 法附則第15条**第30項**第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

14 (略)

(土地に対して課する**平成30年度から令和2年度まで**の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(**令和元年度又は令和2年度**における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、**令和元年**

する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。

9 法附則第15条**第27項**第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は4分の3とする。

10 法附則第15条**第27項**第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は4分の3とする。

11 法附則第15条**第27項**第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

12 法附則第15条**第27項**第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

13 法附則第15条**第27項**第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は2分の1とする。

14 (略)

(土地に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(**令和4年度又は令和5年度**における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、**令和4年**

**度分又は令和2年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する**令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地**であつて、**令和2年度分**の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する**平成30年度から令和2年度まで**の各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る**平成30年度から令和2年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額

\_\_\_\_\_(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3ま

**度分又は令和5年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する**令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地**であつて、**令和5年度分**の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(**令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額**) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3ま

での規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定め

での規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定め

る率を乗じて得た額)を当該宅地等に  
係る当該年度分の固定資産税の課税標  
準となるべき額とした場合における固  
定資産税額に満たない場合には、同項  
の規定にかかわらず、当該固定資産税  
額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該  
年度の負担水準が0.6以上0.7以下のも  
のに係る**平成30年度から令和2年度ま  
で**の各年度分の固定資産税の額は、第1  
項の規定にかかわらず、当該商業地等  
の当該年度分の固定資産税に係る前年  
度分の固定資産税の課税標準額(当該  
商業地等が当該年度分の固定資産税に  
ついて法第349条の3又は附則第15条か  
ら第15条の3までの規定の適用を受け  
る商業地等であるときは、前年度分の  
固定資産税の課税標準額にこれらの規  
定に定める率を乗じて得た額)を当該  
商業地等に係る当該年度分の固定資産  
税の課税標準となるべき額とした場合  
における固定資産税額(以下「商業地等  
据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該  
年度の負担水準が0.7を超えるものに  
係る**平成30年度から令和2年度まで**の  
各年度分の固定資産税の額は、第1項の  
規定にかかわらず、当該商業地等に係  
る当該年度分の固定資産税の課税標準  
となるべき価格に10分の7を乗じて得  
た額(当該商業地等が当該年度分の固  
定資産税について法第349条の3又は附  
則第15条から第15条の3までの規定の  
適用を受ける商業地等であるときは、  
当該額にこれらの規定に定める率を乗  
じて得た額)を当該商業地等に係る当

る率を乗じて得た額)を当該宅地等に  
係る当該年度分の固定資産税の課税標  
準となるべき額とした場合における固  
定資産税額に満たない場合には、同項  
の規定にかかわらず、当該固定資産税  
額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該  
年度の負担水準が0.6以上0.7以下のも  
のに係る**令和3年度から令和5年度ま  
で**の各年度分の固定資産税の額は、第1  
項の規定にかかわらず、当該商業地等  
の当該年度分の固定資産税に係る前年  
度分の固定資産税の課税標準額(当該  
商業地等が当該年度分の固定資産税に  
ついて法第349条の3又は附則第15条か  
ら第15条の3までの規定の適用を受け  
る商業地等であるときは、前年度分の  
固定資産税の課税標準額にこれらの規  
定に定める率を乗じて得た額)を当該  
商業地等に係る当該年度分の固定資産  
税の課税標準となるべき額とした場合  
における固定資産税額(以下「商業地等  
据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該  
年度の負担水準が0.7を超えるものに  
係る**令和3年度から令和5年度まで**の  
各年度分の固定資産税の額は、第1項の  
規定にかかわらず、当該商業地等に係  
る当該年度分の固定資産税の課税標準  
となるべき価格に10分の7を乗じて得  
た額(当該商業地等が当該年度分の固  
定資産税について法第349条の3又は附  
則第15条から第15条の3までの規定の  
適用を受ける商業地等であるときは、  
当該額にこれらの規定に定める率を乗  
じて得た額)を当該商業地等に係る当



該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

\_\_\_\_\_ )に当該農地の当該年度の次の表に掲げる負担水準の区分に応じ、同表に掲げる負担調整率を乗じて得た額

\_\_\_\_\_ を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定

該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に当該農地の当該年度の次の表に掲げる負担水準の区分に応じ、同表に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

\_\_\_\_\_ )に当該農地の当該年度の次の表に掲げる負担水準の区分に応じ、同表に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定

の適用がある宅地等を除く。)に対して課する**平成30年度から令和2年度まで**の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**令和3年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項\_\_\_\_\_において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から**令和2年9月30日**までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」と

の適用がある宅地等を除く。)に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**令和6年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項**又は第5項**において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から**令和3年12月31日**までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」と

いう。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

#### 第15条の2の2 (略)

2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項\_\_\_\_\_において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項\_\_\_\_\_において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

#### 3・4 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から**第5項**までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

いう。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

#### 第15条の2の2 (略)

2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項**又は第3項**において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項**又は第5項**において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

#### 3・4 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から**第8項**までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、**当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り**、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下**この項及び次項**において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、**当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り**、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受け

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については\_\_\_\_\_、  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下**この条**\_\_\_\_\_において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、\_\_\_\_\_、  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受け

るものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車

が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 (略)

るものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、

、当該ガソリン軽自動車

が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 (略)

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番

号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

**8** 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から**第5項**までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から**第8項**までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

<p>2・3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<b>令和3年度</b>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<b>令和8年度</b>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 (略)</p> <p><b>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</b></p>
---	--

第2条 町税条例の一部を改正する条例(令和2年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法<b>第321条の8第52項</b>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、<b>同条第</b></p>	<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法<b>第321条の8第60項</b>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、<b>同条第</b></p>

**52項**及び施行規則第 条に規定するところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法**第321条の8第61項**の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに

**60項**及び施行規則第 条に規定するところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法**第321条の8第69項**の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに



類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令**第48条の15の5第4項**に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 (略)

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令**第48条の15の5第4項**に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令**第48条の15の4第4項**に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 (略)

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令**第48条の15の4第4項**に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

## 附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項**及び第4項**に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限**又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限**が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金については当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項**及び第4項**に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセン

## 附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項\_\_\_\_\_に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限\_\_\_\_\_が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金については当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項\_\_\_\_\_に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセン

<p>トの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間<b>又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間</b>の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。</p>	<p>トの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間_____の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中町税条例第33条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
  - (2) 第1条中町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)第33条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の町税条例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第33条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行つた旧条例第36条3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 議案第 2 号

### 令和 3 年度福島町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度福島町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,810 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,125,707 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 5 月 2 8 日提出

福島町長 鳴海 清春

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国 庫 支 出 金		270,157	2,550	272,707
	2 国 庫 補 助 金	123,807	2,550	126,357
17 繰 入 金		267,933	161	268,094
	2 基 金 繰 入 金	267,930	161	268,091
19 諸 収 入		135,155	99	135,254
	5 雑 入	61,978	99	62,077
歳 入 合 計		4,122,897	2,810	4,125,707

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		582,701	2,810	585,511
	2 児 童 福 祉 費	67,308	2,810	70,118
歳 出 合 計		4,122,897	2,810	4,125,707





# 歲入歲出預算事項別明細書



歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	270,157	2,550	272,707
17 繰入金	267,933	161	268,094
19 諸収入	135,155	99	135,254
歳入合計	4,122,897	2,810	4,125,707

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 民生費	582,701	2,810	585,511	2,550		99	161
歳出合計	4,122,897	2,810	4,125,707	2,550		99	161

入 歳



2 歳入

1 3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	6,709	2,550	9,259	3 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	1,550	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 1,550
				4 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	1,000	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 1,000
計	123,807	2,550	126,357			

35

1 7 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	179,000	161	179,161	1 財政調整基金繰入金	161	財政調整基金繰入金 161
計	267,930	161	268,091			

1 9 款 諸収入

5 項 雑入

1 雑入	58,878	99	58,977	4 保険料負担金収入	99	会計年度任用職員等社会保険料負担金収入 99
計	61,978	99	62,077			

1 3 款 国庫支出金 1 7 款 繰入金 1 9 款 諸収入





歳

出



3 歳 出  
3 款 民生費  
2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 定 地 方 債	財源				
					国 道 支 出 金	源 の 他			
5 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	0	2,810	2,810	2,550 国庫支出金	99 諸収入	161 一般財源	585	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 2,810	
							229	2 フルタイム会計年度任用職員給料 585	
							206	3 時間外勤務手当 212	
							230	3 通勤手当 17	
							10	4 社会保険料 198	
							10	4 労働保険料 8	
							10	10 消耗品費 135	
							10	10 印刷製本費 95	
							11	11 通信運搬費 10	
							18	18 子育て世帯生活支援特別給付金 1,550	
計	67,308	2,810	70,118	2,550	99	161			